

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2707号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>

フカヒレの天日干し(宮城県気仙沼)



政 策	企業債など「借入資本金」は今後「負債」に計上を 〓 地方公営企業会計制度等研究会報告書(総務省)...
フオーラム	地域で守り、育てる 千年の桜〓奈良県吉野町...
情 報	町村Nav i.....
情 報	新任都道府県町村会長の略歴 「ホタテ」に懸けた町づくり.....
随 想	青森県町村会長 平内町長 逢坂 雄一 (11)

閑話 休題

「雪かき道場」に入門

農村工学研究所 研究員 坂本 誠

1月30〜31日の1泊2日で、山形県村山市山の内地区で開催された「みちのく雪かき道場」に入門してきた。

毎冬の除雪作業は、雪国の悩みの種である。しかも、人口減・高齢化に伴って、高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯が増えるなか、除雪の負担は年々増している。

都会から除雪ボランティアを申し出る者も少なくないが、地元として軽々にボランティアを受け入れることができない事情がある。それは、除雪の危険性である。事実、「平成18年豪雪」の際には、全国で150名を超える人命が奪われ、その大半が除雪時の事故によるものだった。幼少時から除雪作業を体得してきたベテランでも、一歩間違えれば死に至る事故を招いてしまふのが除雪の怖さである。

そこで、いざという時に実働できるボランティアを養成しておこうと、3年前に新潟県で始まったのが「雪かき道場」である。「雪かき道場」の第1の特徴は、除雪技術を効率的に習得できるよう講習を体系化したこと。従来、除雪の知恵や技術は、家族や地域の中で暗黙知として経験的に継承されるものだった。しかし、暗黙知のままでは「血(地)のつながらない」ボランティア

への伝承は困難である。そこで「雪かき道場」では、除雪の知恵や技術を分かりやすくまとめた「指南書」を作成した。参加者は、スコップを握る前に「指南書」を手にして、除雪技術、とりわけ安全への配慮について学ぶ。

「雪かき道場」のもう一つの特徴は、地元住民との交流にある。「師範」を務めるのは地元の大ベテラン。そして夜の交流会では、参加者と地元住民があたたかい手料理と地酒を囲みながら話を弾ませる。「雪かき道場」で学ぶのは、除雪技術だけではなく、参加者はボランティアとしての地域への入り方を、地域住民も「道場」を通じてボランティアの受け入れ技術を学ぶ。互いの「つながり力」を養い、地域の防災力を高めていこうというのが、「雪かき道場」の隠れた重要な目的である。

そして忘れてならないのが、参加者と地域住民を「つなぐ」スタッフ達の存在。新潟や東京で本業を持ちながら、ボランティアで運営に関わっている。スタッフらの尽力により、新潟から発した「雪かき道場」は、山形や長野、岐阜にもネットワークを広げている。意欲ある方は、ぜひ道場の門を叩きたい。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい) なお、採否は当方に一任願います。 送り先: 全国町村会・広報部

政策解説

地方公営企業会計制度等研究会報告書

〔総務省〕

企業債など「借入資本金」は 今後「負債」に計上を

—公営企業会計に民間企業会計導入を—

総務省の「地方公営企業会計制度等研究会」（座長・鈴木豊 青山学院大学大学院教授）はこのほど、これまで「借入資本金」に整理してきた企業債等を今後は「負債」に計上するなど、公営企業会計に民間企業会計原則を最大限取り入れるよう提言する報告書を公表した。企業会計自体の国際的見直しの進展や、地方公会計への企業会計原則導入の推進を受けて、①会計基準②資本制度③財務適用範囲の拡大—などの改革を提言。政府は今後、会計基準の見直しは地方自治体の意見も聴きながら2010年度に地方公営企業法施行令などを改正し、2～3年程度の移行期間の後、実施。資本制度の見直し部分は地方分権推進一括法案として今通常国会に提出する方針。

民間企業会計を「最大限」取り入れるよう提示

地方公営企業の会計制度は、昭和27年の地方公営企業法施行以来、「発生意義」の考え方に立った複式簿記会計を導入、独自の仕組みが取られてきた。しかし同研究会では、民間企業会計の見直しや、地方公会計改革の推進、地域主権改革などを踏まえ、「これからの地方公営企業にふさわしい会計制度のあり方を検討」（同報告書）してきた。

報告書では、今回の見直しでの「基本的考え方」として、①現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする②地方公営企業の特徴

等を適切に勘案すべきこと③「地域主権」の確立に沿ったものとする—の三点を提示。その上で、会計基準では、これまで「借入資本金」として資本金に整理されてきた①建設・改良等の目的のため発行した企業債②建設・改良等の目的のため他会計から借り入れた長期借入金—は、民間企業会計では固定負債に整理されており、それと同様、「負債」として整理することが適当—だと提言した。

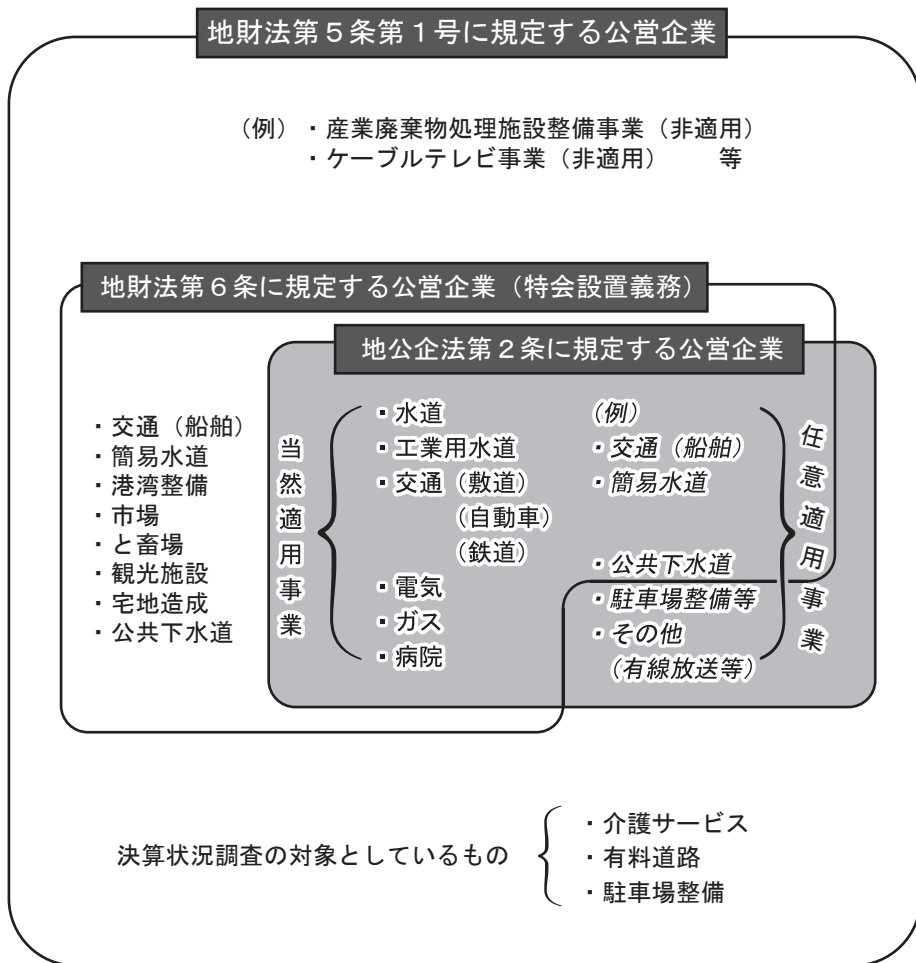
また、地方公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付され

た補助金等で取得したものは、取得価額から補助金額を控除した金額を帳簿原価等とみなして各事業年度の減価償却額を算出できる「みなし償却制度」について、「他に類のない制度であることに加え、その採用が地方公営企業の任意とされているため、その採用の有無により財務諸表の構造が大きく異なってくる」として廃止を提言。さらに、償却資産の取得に伴い交付される補助金や一般会計負担金等については「長期前受金」（仮称）として負債（繰延収益）に計上し、減価償却に伴い順次収益化することを求めた。

併せて、現行では任意となっている「退職給付引当金」の引当てについて、新地方公会計などでも計上を義務付けているとして引当てを義務化するよう提言するとともに、ある年度において費用として支払った金額もその効果が次期以降に継続する場合にはその部分を資産として繰り延べできる「繰延勘定」について、「計上基準、計上範囲等が明確でない」と指摘。現在、繰延勘定に計上されている項目についてはその償却を終えるまでは計上を可能とするが、「新たな繰延資産への計上を認めない」よう提言した。ただ、事業法において繰延資産への計上を認められてい

政 策

※参考 公営企業の概念図



るものについては、引き続き繰延資産への計上を認めるとした。

また、「たな卸資産」の価額は、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする「低価法」を義務付けるよう求めるとともに、▽地方公営企業会計に、公営企業型地方

方独立行政法人における「減損会計」と同様の減損会計を導入する▽地方公営企業会計に「リース会計」を導入する▽地方公営企業会計に「セグメント情報の開示」を導入する▽「キャッシュ・フロー計算書」の作成を義務付けるなども提言した。

※ その他新地方公営企業会計手法の活用が考えられるもの

大規模公共施設、県行造林事業、空港整備事業、公営競技

一方、資本制度については、現行では「法定積立金」のうち、「減債積立金」は企業債の償還に充てる場合のほかには使用できず、「利益積立金」は欠損金をうめる場合のほかには使用できないとされ、資本金の取り崩しに関する仕組みも設けられていないが、「地域主権」確立の観点から、法定積立金の積み立て義務付けは廃止するよう提言。さらに、経営判断により、▽「資本剰余金」「利益剰余金」を資本金に組み入れることができ

ることとし、現行の資本組入れ制度は廃止するとともに、資本剰余金の処分制限も廃止▽資本金の額を減少させることを可能にするよう提言した。なお、これらは既に昨年末に閣議決定された「地方分権改革推進計画」に盛り込まれており、今通常国会で地方分権推進一括法として審議される見通し。

また、財務適用範囲の拡大については、ストック情報を含む財務状況の開示を拡大するには、地方公営企業の財務規定等を適用するメリットが大きいとし、原則として地方公営企業法の非適用企業にも「財務規定等を適用することが望ましい」と指摘。これを受けて総務省は地方公営企業法を改正する方針だが、改正時期は未定だ。このほか報告書では、地方公営企業の設置等条例に、「一般会計等との経費負担の原則」「資本の維持造成に関する事項」を規定することが適当だとも提言している。

(自治日報記者 内川正浩)

その上で報告書は、会計変更に伴い2〜3年程度の移行期間を設けることとし、会計基準の改正に伴って必要となるシステム改修経費や職員

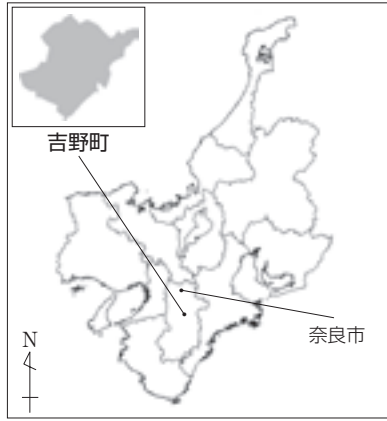
研修に必要な経費などについて「財政措置を検討する必要がある」と明記した。

「地域主権」の観点で積立金の義務付け廃止



地域で守り、育てる 千年の桜

吉野山の交通・環境対策と桜の保全保護対策



豊かな自然環境と歴史的文化遺産を誇りに

古の時代から桜の吉野で知られている吉野町は、奈良県のほぼ中央部に位置し、町の中心を東西に日本有数の多雨地帯で知られる大台ヶ原を源とする清流吉野川が流れている。

そして北には竜門山地、南に吉野山を中心にして紀伊山地が広がっている、深いみどりと蒼い水に恵まれた自然豊かなまちであり町域の一部は吉野熊野国立公園、県立吉野川津風呂自然公園に指定されている。また、南北の

吉野山間地域と大和平野地域、東西の和歌山と伊勢を結ぶ伊勢街道などの交通の要所としても古くから栄えてきた地でもある。

その中でも、吉野山は桜と兩朝哀史、修験道の聖地として知られ、金峯山寺、吉水神社など古社寺が多く、地域全域が史跡、名勝に指定され、2004年7月には、霊場「吉野・大峯」が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された。

1300年受け継がれてきた吉野千本桜

吉野山の桜は、今から1300年前、山岳宗教「修験道」の「本尊、蔵王権現のご神木となり、役行者の神秘的な伝承と修験道が盛んになるにつれて、蔵王権現を祀る金峯山寺への参詣に多くの人々が訪れ、ご神木の「猷木」として植え続けられてきた。その後も江戸時代の中期には大阪の豪商が1万本の桜を寄進したという記録も残っている。また、文禄3年(1594年)



よしのちょう
奈良県 吉野町

△吉野山のシンボル、上千本から金峯山寺蔵王堂(国宝)を望む

フォーラム

▷観光客であふれかえる吉野山
(花供会式の風景)



▷午前中で早くも満車となった駐車場



満開の桜の影には・・・

には、豊臣秀吉が総勢5、000人の
供と花の宴を開いたのをはじめとし
て、吉野山には西行や芭蕉、良寛、本
居宣長など多くの文人墨客が来山し、
観桜を行っている。

吉野山の桜の数は、全山で約3万本、
そのほとんどが日本古来の桜、シロヤ
マザクラである。桜は麓の下千本から
中、上、奥千本へと数週間かけて咲き
上っていくが、花矢倉から上・中千本、
吉水神社からの中千本の谷を眺める景
色は見ごたえがある。

吉野山への、年間観光客数は80〜1
00万人、観桜期にはその年間観光客
数の半数近い30〜40万人の観光客が全
国各地から訪れる。そして、ピーク時
にはどこの観光地でも起こりうる交通
渋滞、ゴミ対策が毎年悩みの種であっ
た。

・アクセス道路が国道169号線に
限られるため、長くなれば20キロ
メートルにもわたる交通渋滞が発
生し、観桜客はもとより周辺地域
住民の生活にも影響を及ぼすこと
がある。
・水道施設の規模から使用できる水

◁渋滞解消を目指して、交通規制のチラシを配付



に制約があり、トイ
シに使用する水が不
足することが多い。
・観光客の残していく
ゴミの処理に地元が
多大な労力を負担し
ている。

など様々な問題が生じて
いた。これに対し平成6
年から交通渋滞の打開策
として、観光協会、駐車
場管理委員会などの地元
組織や吉野町が中心と
なって、シャトルバスの運行を始め、
交通渋滞解消対策、ゴミ収集・分別な
どを実施し、桜の維持・管理に取り組
んできたが、毎年、経費の負担が町や
地元にも重くのしかかり、地元組織によ
る対応に限界が生じていた。

さらに、平成16年には「紀伊山地の
霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、
これを契機とした観光客の増加が見込
まれることから、より一層問題の深刻
化が懸念されるようになり、総合的・
一体的な対策の実施の必要性に迫られ
た。

地域住民が取り組む
交通渋滞の打開策

この問題解決のための取り組みとし
て、平成16年12月、国土交通省の「公
共交通活性化総合プログラム」への応

募を行った。

取り組みとしては、

- ・パーク&バスライドの充実、公共
交通利用の促進など、問題解決の
ための交通対策の充実。
- ・世界遺産の保全、ピーク時の対策
実施などに資する観光協力金の徴
収。

・行政と地元組織など民間が一体に
機能する、持続可能な体制やシス
テムづくり。

を重点に対策を講じることとし、平成
17年の観桜シーズンに吉野山を訪れた
観桜客から地域・交通手段・シャトル
バス・協力金などについてアンケート
調査を実施して、実態の把握を行い、
その解析を通じて平成18年度以降の対
策を行うために、関係者の意見調整や
役割分担、合意形成を図ることを目的
に、国土交通省・環境省・奈良県・吉

フォーラム

野田や地元観光関係団体・交通機関などで組織する「吉野山の観光交通対策協議会」を設置し、検討を行うこととした。

対策協議会で数回の会議を重ね、策定した実施計画をもとに、次の交通対策を実施することとなった。

◆パーク&バスライドの実施

平成6年より継続実施してきたパーク&バスライドを開花のピーク時の週末4日間実施する。

・バス駐車場の予約制の実施



▷満開を迎えた下千本の桜

桜期間中、バス駐車場は、観光バス来場台数の適正化が重要であると考え、バス予約センターを開設して予約を受け付けることとした。

交通対策や環境保全のための協力の金拠出の要請

交通対策の実施、桜の保全をはじめとする世界遺産にふさわしい吉野山の景観保全、観光客のゴミの処理等の環境保全に活用するため、吉野山に來場する方に一人当たり200円の協力金の拠出を要請する。

・公共交通機関利用促進のための広報

公共交通機関の利用促進やピーク日の分散の呼びかけを行うため、交通機関へのポスター掲出、チラシ配布や道路情報板における情報提供、関係機関のホームページにおける広報を行う。

この対策については、吉野町、吉野山自治会、(財)吉野山保勝会、吉野山観光協会、吉野山駐車場管理委員会が主体となって組織する「吉野山交通・環境対策協議会」が中心となって実施することとなった。

この事業を実施して今年で4年目を迎えたが、観光バスの予約制、協力金の徴収については当初、地元も、旅行者、観光客も戸惑い

もあつたが、関係機関の理解を得ることができ、この制度は定着してきた。また、満開の週末を除き、円滑な交通の流れも確保できるようになった。

しかし、問題点もないわけでもない。特に満開を迎え週末で天気がよいなど好条件が重なった場合は、広域的な渋滞が発生したり、吉野山内における著しい人の集中、交通対策運営上の円滑な情報伝達が不十分になるなどの問題が発生している。

今後は、ピーク日における対応として、広域的な渋滞に対しては、吉野山だけでなく、途中の国道169号線も飽和状態となることから、吉野山に向かうマイカーの数を減らすことが必要である。また、吉野山内の雑踏を緩和するためには、来訪者数を抑制することが最も重要であると認識されるため、広報媒体を十分活用して知らしめることが必要であるという結論に達したが、観桜客が安心して楽しく鑑賞できる環境の整備には、まだまだ不十分で改善に努めていく必要がある。

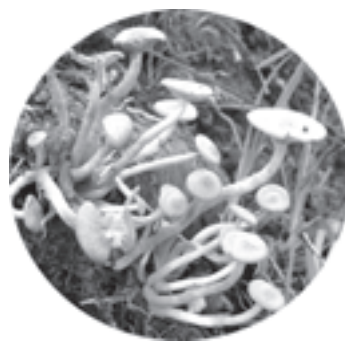
心配される吉野の桜

もうひとつ、吉野の桜で心配なことがある。平成元年ごろから、吉野山の

◁桜の衰退の原因は何か。調査チームが原因を科学的に解明する



▽桜の衰退の原因のひとつ、ナラタケモドキ



桜が往年に比べ、花の量、その艶も目に見えて衰退してきたのである。当時の奈良県林業試験場の樹木医に調査してもらった結果、①寿命、②病害虫の発生、③環境の変化、④管理不足が原因としてあげられた。

そこで、奈良県、吉野町、主に桜の管理をしている(財)吉野山保勝会が中心となって、平成5年に「吉野山さくら検討委員会」を設置し、桜の再生を図りながら、通常の管理体制の強化に努めてきた。その努力が実り、徐々

フォーラム

にはあるものの桜の回復傾向が現われてきた。しかし、ここ2〜3年前からまたテングス病やヤドリギに侵されるようになり、そして以前にもあまり見られなかったナラタケ類の発生が顕著に見られるようになることも、若木でも急速に衰えたり、立ち枯れるケースが目立って増えてきた。

吉野山の住民で組織する(財)吉野山保勝会が中心となり、毎年、吉野山の人々によって下草刈り、幹の苔落とし、追肥、ヤドリギの除去を実施しているが、近年の日本の人口減少の例外に漏れず、吉野山の人口も減少する中、人口700人で3万本の桜を維持管理していくことが大きな負担となつてき

た。この管理不足の状態が続くようであれば、後10数年で吉野山の桜が絶えるといわれており、地元では早急な対応に迫られることとなった。

なぜ桜を守るのか

1300年前から守り伝えられてきた吉野の桜は、人々の心に敏感に反応する花で多くの人々の目を惹きつけ、心を癒してきたと思われる。いわば悠久の歴史に彩られた日本人の心のふるさとでもある。そのため、桜は人々の信じる心によって育まれ、これからも様々な人々の手によって守り続けなければならぬ宝物である。

桜を守る取り組み

桜の衰退の原因は何なのか。(財)吉野山保勝会では平成20年から京都大学大学院教授の森本幸裕教授を団長とする「吉野山さくら調査チーム」を結成し、桜の個体が衰退するメカニズムを解明するとともに、美しい桜山の景観を保全するための地理情報システムを使った分析調査などを行い、総合的な管理計画の作成を行っている。

また、地元の吉野山小学校(現在は統合され、吉野小学校)では、昭和23年から「ふるさとの桜を大切にすることを通して子供を育てよう」と児童が桜への関心を深くするためにサクラン

▽ふるさとの桜を守る活動を通して子どもたちの心を育てる



▽いつまでも咲き誇れ、吉野の桜



ボ拾い、種まきからはじめ、桜を育て吉野の山々に植樹を行っている。

平成20年秋には、奈良県、吉野町、地元団体が構成するさくらA・D実行委員会、読売新聞大阪本社で組織した「吉野の桜を守る会」が立ち上がり、吉野の桜の現状を広く知ってもらい、保護、育成の大切さを訴えるフォーラムの開催や桜樹林の保護育成のための運用資金の募金活動、桜の保全運動を盛り上げる「吉野さくら応援団」の結成ための運動が展開され、全国の多くの人々から協力をいただいている。

地域で守り育てる千年のさくら

このように、地元住民の桜を大切に

守り伝えていかなければならないの思いだけでなく、全国各地から暖かい手が差し伸べられことはうれしいことである。これも吉野山の桜は、日本人の心の深いところに根ざしているからだといえるのではないか。

世界遺産に登録され、国内でも貴重な群生地と知られる吉野山の桜は、1300年の長きにわたって、先人たちが残してきた財産。親から子へ、子から孫へと受け継がれてきた「吉野の系譜」を絶やすことなく、これからも保護、育成及び環境整備につとめ、日本の代表的な花「サクラン」を地域で守り、育てていかなければならないことを痛切に感じている。

(観光商工課 山本茂之)

情 報



北海道
北 鷹 町

商店活性化へ割引
クーポン付き抽選券

町は、長引く景気低迷を乗り越えるため消費拡大による町内の経済活性化を目指して「がんばる街のあったかセール」を昨年から始めた。

町内の店舗で500円の買い物をするごとに50円割引の「あったかクーポン付き抽選券」を1枚贈呈する。10万円以上の買い物は200枚が限度。同クーポンを付ける参加店には小売店や飲食店、美容室、工務店、タクシードライバーなど49事業者が参加。また、抽選券は各店舗等の応募箱に入れるだけ。抽選は2月8日で、特賞は15万円相当の液晶テレビ、冷蔵庫、パソコンで4本当たる。また、1等は3万円(10本)相当のデジタルカメラ、空気清浄機など、2等は1万円相当のウォークマン、ホットプレート、体重計など30本、さつまいも等(40本)と5等(7000本)まで用意した。

町が商工会や商店街、JAの4団体で構成する協議会に地域活性化・経済危機対策臨時交付金1,000万円を交付。うち700万円をクーポン券(14万枚)、200万円を景品代に充てた。

岩手県
岩 手 町
矢 野 村 等

起業家セミナーを
開催

両町村等で行く実行委員会による「盛岡地域起業家セミナー2010」が2月6日、盛岡市内で開催される。同実行委員会では、起業家には地域経済の新たな担い手としての大きな期待が寄せられているが、起業の第一歩を踏み出すにはかなりの勇気が必要と指摘。このため、両町村等で活躍する起業家を招き、起業の経緯や苦労、喜びなどの生の声を伝えてもらうセミナーを開くことにした。

基調講演は、県の中小企業家同友会代表理事としても活躍する村松幸雄・信幸プロテック(株)社長が「私の生涯起業」と題して講演。同氏は「一次オイルショック直後に総合設備業を創業して35年。地域に無くてはならない企業を目指して社員一人ひとりのスキルアップ等に取り組んでいる」という。

その後は村松氏も交えて、アメリカの花弁流通をモデルに、生産県である岩手で新たな花弁流通事業の創造のため起業した木村昭仁・(有)緑の風社長らがパネル討論。木村氏は滝沢村に拠点を移し、滝沢花卉ブランド化推進プロジェクトに参加。村内農産物の規格外花卉を利用した

町村Naviコーナーでは掲載情報を募集しています。掲載をご希望の場合は全国町村会広報部(TEL03-3558-1048)まで。

花束等の商品化で「滝沢ブランド」化に取り組んでいる。

長野県
長 野 町
小 布施 町

高齢者や障害者へ
タクシードライバーを配付

町は昨年10月から、75歳以上の高齢者と重度の障害者の移動支援を目的にタクシードライバーを試験的に配付している。試験実施は2010年度末までで、1月22日現在で134人に配付している。

タクシードライバー1枚の額は、初乗り運賃分に相当する700円。利用は1月につき2枚までで10年度分については、8枚づつを3回に分けて配付する。配付を受けるには、町への申請が必要で、助成の対象外として、住民税が課税されている人のほか、①福祉施設に入所②福祉バスを利用③生活保護を受給などを挙げている。

10年度以降の配付については、地元タクシードライバーと協力してアンケートや利用者の移動区間などのデータを収集・分析し、改めて検討する。

奈良県
良 陵 町
奈 久 広 町

住民税等のコンビニ
納付を開始

町は、住民税などの納付をコンビニエンスストアでも行えるようにする「コンビニ収納」を開始した。県で先行実施していたことから、町民からも要望が出ていたという。「24時間、365日」納付可能になるため、町は納税意欲の高まりにも期待している。

コンビニ納付が可能になったのは、原則、昨年12月以降発布の納付書から。対象は町・県民税のほか、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税。今年4月の本格運用からは上・下水道の使用料金

についてもコンビニ納付を可能にする予定で、現在準備を進めているという。

コンビニ納付では手数料が1件60円かかるが、これは町で負担する。取扱いコンビニにはセブンイレブンなど全国15社の約4万4100店舗で、町外へ旅行中でも「納付可能」(広報 広陵)だ。

岡山県
山 庄 町
岡 山 新 町

空き家の賃貸住宅で
定住促進

村は、空き家を所有者から無償で借り上げ、一部修繕のうえ村外からの移住者に格安で賃貸するリターン者定住支援住宅事業に取り組んでいる。

中国山地で鳥取県境に位置する村は、明治5年の村政施行以来一度の合併もなく130年余の歴史を誇る。しかし、人口は減少が続き今や約1,000人となり、高齢化も進んでいる。このため、一昨年から定住促進策の一環として始めた。同事業は、村が空き家を所有者から無償で10年間借り上げ、村が補修した上で移住希望者に貸し出す。所有者には、所有権が移らず固定資産税は免除され、村は費用をかけるに移住希望者向けの住宅を確保できるメリットがある。

既に前年度に2戸の空き家を貸し出した。家賃は2〜3万円で、子どもを抱える4人家族も移住した。村は林野庁が取り組む「森林セラピー基地」に認定されており、都市住民から注目されている。このため、今年度も2戸の空き家を借り上げ提供する。すでに要望は多く、村では引き続き同事業を展開していく方針だ。

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

滋賀県町村会は平成21年12月24日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

(平成22年1月1日就任)

滋賀県町村会長
愛知郡愛荘町長

村西 俊雄

昭和16年2月26日生



新刊紹介

スローな未来へ、「小さな町づくり」が暮らしを変える

島村奈津・著

小学館 定価1680円(税込)

もはや都市では望めない質の高い暮らし、ゆったりとした時間と人間サイズの町を目指すという「スロウシティ」の概念を軸に、イタリアやフランスの小さな町で始まった運動は日本国内でも広がりを見せ始めています。「自分たちの町は自分たちで創る。自分たちの暮らしは自分たちで守る」と、古く



からの景観を守り、地産地消、伝統食の保持、エコによる町づくり、若者を魅了する町などを紹介。イタリア現地取材とともに、疲弊する日本の地方都市が活性化し、本当に豊かな暮らしを送るためのヒントが見えてくる全国10地域の奮闘ぶりを渾身レポート。

- 【住所】滋賀県愛知郡愛荘町安孫子780番地4
- 【町長に就任するまでの経歴】▽昭和37年滋賀県職員▽平成12年旧米原町助役▽同年旧米原町長▽18年愛荘町長
- 【町長としての当選回数】3回
- 【町村会関係の経歴】▽平成19年滋賀県町村会監事▽20年滋賀県町村会副会長
- 【主な業績】▽合併に係る住民投票の実施▽全国初となる、永住外国人に投票を認めた住民投票を実施(以上旧米原町長時代)▽(仮称)湖東三山スマートーC起工▽百人委員会の設置▽各種徴収金のコンビニ収納の実施
- 【趣味】絵画・旅行
- 【家族】妻・次男・母

都道府県別市町村数

(平成22年2月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	129	15	144	35	179	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	9	0	9	10	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	16	5	21	13	34	福井県	8	0	8	9	17	山口県	6	0	6	13	19
宮城県	21	1	22	13	35	長野県	24	35	59	19	78	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	14	0	14	23	37	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	31	15	46	13	59	愛知県	21	2	23	36	59	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	30	2	32	28	60
栃木県	16	0	16	14	30	滋賀県	7	0	7	13	20	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	15	9	24	12	36	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	10	0	10	13	23
埼玉県	29	1	30	40	70	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	25	8	33	14	47
千葉県	17	3	20	36	56	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	16	3	19	9	28
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	23	4	27	18	45
山梨県	9	6	15	13	28	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	7	4	11	20	31	島根県	12	1	13	8	21	合計	784	187	971	784	1,755

健康に生き抜く方法

身近すぎて忘れがち
生活習慣で防げる爪のトラブル

健康ライター 大角 美由貴

爪が果している大切な役割

私たちはふだん爪をあまり意識することなく生活していますが、実は爪は生活に欠かせない大切な役割を担っています。

たとえば足の筋肉や関節に異常がなくても、足の爪に異常があると歩く際につま先に力を入れることができなくなります。このため転倒しやすくなるだけでなく、たった一本の足の指の異常でも最悪の場合には歩けなくなってしまうのです。

また手の爪に異常があると、指先に力を入れることができなため、物をつかむ動作や微妙な力加減が要求される細かな作業ができなくなります。野球の投手は、指の爪が割れただけで、コントロールが乱れるといわれています。たかが爪とあなどっていると、思わぬトラブルを招くことになるのです。

ちよっとした習慣が
トラブルの原因に

よく起る爪のトラブルとしては、爪の変形があります。たとえば、つま先にゆとりがない靴や大きすぎる靴をはく、爪を切る際に指の形に添って深く爪の角を切り落とす、指先の肉が見えるくらい爪を切るなどが習慣化している人は爪の両端が丸まって皮膚に食い込む「巻き爪」になりやすいので要注意。巻き爪を防ぐためには、自分の足に合った靴を履くこと、爪を切る際に先端の白い部分を少し残してやや四角になるよう切ることを心がけましょう。足の爪に限らず手の爪でも、深爪をしていると、そこから菌が入りやすくなります。爪のふちにできた傷やささくれに菌が入ると、爪の周辺が腫れて強烈な痛みを感じます。放っておくと、膿を出すために爪をはがす手術が必要になることもあるため、あなどらないことが大切です。

またマニキュアを塗る人は、マニキュアや除光液の使用によって爪を傷めることがあります。爪がはがれたり、割れたりするときは一時マニキュアを使うのをやめる、水仕事をするときには必ず手袋を使う、保湿剤を塗るなどして指先の保湿を心がけるとよいでしょう。

さらに、寒い季節になるとブーツを履く機会が増えてきます。男性でも毎日同じ革靴を履くという人も多いかもしれませんが、こうした通気性の悪い靴を毎日履き続けると水虫になりやすく、さらにそれが爪に感染した「爪水虫」に進行すると、爪が弱くなってポロポロと崩れてしまいます。一日中同じ靴を毎日履かずに職場に行ったら靴をかえる。何足か履きやすい靴を用意しておいてローテーションで履きかえるなどの工夫をすることによって、こうしたトラブルを防ぐことができます。

爪は健康のバロメーター

爪には健康状態が表れるといわれています。爪の色や形に変化があった場合、それは体からの何らかのサインかもしれません。たとえば白い爪は、貧血や肝臓の病気が疑われます。逆に赤い爪は、多血症や脳血栓、心筋梗塞などの危険性があるといわ

れています。黄色い爪は、爪水虫や爪がはがれやすくなる爪甲剥離症などの爪の病気、カロチンなどの摂りすぎや内蔵系の病気、マニキュアや除光液の使い過ぎなどの原因が考えられます。また緑色の爪は緑膿菌の感染が疑われます。

さらによくある爪の変化としては、爪に縦すじや横すじが入ることがあります。縦すじは、加齢に伴って起るため心配ないケースが大半ですが、若い人でも無理なダイエットをすると縦すじが表れることがあります。横すじは、そのすじが入った時期に健康状態が悪くなったことを示しています。

なお、爪の変形には、その背後に体の病気が隠れていることもあります。爪の中央がへこんでスプーンのような形をしている爪は幼児ならば生理的なもので心配ない場合がほとんどですが、成人だと鉄欠乏性などの疑いがあります。逆に指先自体がふくらんで爪の中央部分も大きく盛り上がった形になると、心臓や肺などに重大な病気を持っている可能性もあります。

爪の状態を見ることで自分の健康状態も知ることができ、さらに病気の早期発見にもつながります。誰でも手軽にできる健康チェック法ですので、爪を切る際に確認してみることをお勧めします。

随 想

随 想

青森県町村会長
平内町長 逢坂 雄一

「ホタテ」に懸けた町づくり



平成十六年「六十八億円」、平成十七年「七十四億円」、青森県の百億円産業に成長したホタテ養殖の中で、平内町漁協の過去の実績で町経済の根幹であります。

しかし、私が町長に就任した平成七年から八年にかけて、中国産ホタテの輸入急増、国内産ホタテの生産過剰で販売価格が低迷、県産ホタテの約半分の生産量を誇る平内町のホタテ養殖は非常に厳しい状況にありました。

平成八年には漁協、議会、町三者一体で対策本部を設置し、大型貝生産推進大会や漁協支所座談会を開催し、品質の向上と大型貝への移行に向けた取り組みを推進することになりました。その中で国内の動向・生産状況や中国における生産現状について調査を実施する必要性が取り上げられ、漁協、議会とともに中国の大連、煙台、青島を訪れ目の当たりに

した大規模なホタテ養殖の実態に将来への危機感を抱いたところでした。

ホタテ養殖漁業に初めて取り組んだ平内町ですが、自然を相手とした漁業には様々な障害があります。特にホタテ貝の大量斃死は生産量の減少に直結します。町では、このような災害に対する対応策として、ヒトテ駆除を始めホタテ斃死災害利子補給金、台風による災害利子補給金、ホタテ貝特定養殖共済補助金等を交付し、漁家経営の安定を図って継続的な漁家経営の確立を図ってきました。その結果、昨今の経済不況の中でも昨年は六十二億円の生産高に回復いたしました。

しかしながら、今の陸奥湾のホタテ貝生産は漁場環境生産量からみて過剰と考えられ、平成二十一年度からの「ホタテ貝適正養殖可能数量制度」(タスク※)の導入は、品質の

向上に加え生産効率を高め、養殖漁家、加工業者への経営安定をもたらすことになるので、制度が定着するように全力をあげて支援しなければと考えております。

ホタテ養殖は家族経営が主体ですので、昼夜を問わず作業に携わる漁業者の方々にとって、食生活が大きな悩みでした。特に何カ月も続く朝早くからのホタテの出荷時期、小学生を抱えた若いお母さん方の苦勞は並大抵ではありません。「給食センターを造って」との要望に応えて町内全小中学校対応の施設を、町長就任から三年後、平成十一年二月に総工費九億二千七百余円を投じ短期間で完成・供用開始、漁業者だけでなく共働き世帯等を含め多くの方に喜んでいただいております。

また、東北地方唯一の水産系廃棄物処理のため焼却施設を建設、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、合併浄化槽推進事業等、あらゆる方策で閉鎖性水域の陸奥湾を未来へそのまま引き継ぎ、養殖漁業を継続するための水質保全に全力で取り組み、資源管理型漁業を積極的に推進しているところであります。

このように平成七年に町長に就任

して以来、町の基幹産業である「ホタテ養殖」を守り育てるための多くの施策を講じてきました。しかし、それが漁業だけでなく現在の平内町全般の発展につながってきたと自負しております。

小中学生全員に栄養バランスのとれた昼食、家庭の経済格差等家庭環境に関係なく同じ昼食の提供等、給食センターの教育現場で果たした役割は大きなものがあります。水質保全のための各種下水道事業は画期的に町民の生活環境を改善しました。

また、ホタテ漁業を観光産業と融合させることよって、一層の地域活性化を図るため、都市住民との交流の場としての産直施設「ほたて広場」の整備や、生産者、消費者が一体となり一日で2万人の来場者がある「ほたての祭典」の開催、体験型観光漁業である「漁船で行GO」の支援などを通じて、「ホタテなら平内町」といった知名度アップと観光客を呼び込むことによるビジネスチャンス等の拡大等、「ホタテ」を核にまだまだ町づくりの夢が広がります。

※タスク(TASC)

Total Allowable Scallop Cultureの略。「ホタテガイ養殖可能数量」を指す。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	スズキ ワゴンR	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
型式	MH22S	一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
初度登録	平成21年1月(新車割引あり)	(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
年齢条件	30歳以上担保	車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
運転手限定	家族限定	(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
共済(保険)金額	150万円	限定A(割引適用済)	—	3,960円
払込方法	集団扱一括払	(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものであります。保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327